健康増進法第１９条の２による健康増進事業に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、健康増進法（平成１４年法律第１０３号）第１９条の２及び健康増進法施行規則（平成１５年厚生労働省令第８６号）第４条の２の規定に基づく健康増進事業（以下「健康増進事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（健康増進事業）

第２条　市が実施する健康増進事業は、次のとおりとする。なお、健康増進法第１７条第１項に基づく健康増進事業については、別に定めるものとする。

（１）がん検診

ア　肺がん検診

イ　大腸がん検診

ウ　胃がん検診

エ　子宮がん検診

オ　乳がん検診

（２）骨粗しょう症検診

（３）生活保護受給者健診

（４）歯周疾患検診

（実施機関）

第３条　健康増進事業の実施主体は川崎市とし、川崎市医師会及び川崎市歯科医師会に委託して登録医療機関において実施するものとする。

２　健康増進事業の検診等項目、検査基準その他の健康増進事業実施に関することについては、各検診等の実施要綱にて別途定めるものとする。

（受診者負担額）

第４条　検診受診者は、別表に定める額（以下「一部負担金」という。）を検診を実施した登録医療機関に支払うものとする。

（受診者負担の免除）

第５条　前条の規定にかかわらず、次に掲げる者については一部負担金を免除するものとする。

（１）７０歳以上の者（該当年度中に７０歳に達する者を含む。）

（２）生活保護法による被保護世帯に属する者

（３）中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受給している者

（４）市民税非課税世帯に属する者（ただし、川崎市国民健康保険被保険者が川崎市国民健康保険特定健康診査と同一日に同一医療機関において、第２条第１号及び第２号に定める検診を受診する場合には、高額療養費の自己負担限度額区分の判定において住民税非課税世帯等に該当する者）

（委任）

第６条　この要綱の実施について必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

（施行期日）

１　この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

（老人保健法による医療等以外の保健事業に関する要綱等の廃止）

２　老人保健法による医療等以外の保健事業に関する要綱、川崎市基本健康診査（医療機関）実施要綱及び川崎市総合健康診査（医療機関）実施要綱は、廃止する。

附　則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

（東日本大震災に伴う特例）

２　東日本大震災の被災により災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の適用を受けた地域の方々（以下「被災者」という。）が、一時的に居住地のある市町村から本市へ避難している場合において、がん検診を受診する際の一部負担金の取扱いについては、震災後の生活実態等をかんがみ、経済的負担の軽減を図るため、平成２３年３月１１日から当分の間、第５条の規定を準用する。

また、その他被災地域からの避難者等、一定の配慮を要する者として健康福祉局長が認めた場合においても、がん検診を受診する際の一部負担金について同様に取り扱うことができる。

附　則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年１２月３日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２８年４月１４日から施行する。

（平成２８年熊本地震に伴う特例）

２　平成２８年熊本地震の被災により災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の適用を受けた地域の方々が、一時的に居住地のある市町村から本市へ避難している場合において、第２条第１号、同条第２号及び同条第４号の検診を受診する際の一部負担金の取扱いについては、震災後の生活実態等をかんがみ、経済的負担の軽減を図るため、平成２８年４月１４日から当分の間、第５条の規定を準用する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

別表（第４条関係）

（単位：円）

健康増進事業の種別		内　　容	一部負担金
がん検診	肺がん検診	胸部エックス線検査 喀　痰　検　査	９００ ２００
	大腸がん検診	免疫学的便潜血検査	７００
	胃がん検診	胃部エックス線検査 胃部内視鏡検査	２，５００ ３，０００
	子宮がん検診	頸　　部 頸　部　＋　体　部 体部細胞採取不能	１，０００ １，８００ １，０００
	乳がん検診	問診・マンモグラフィ	１，０００
骨粗しょう症検診		ＤＸＡ法による腰椎撮影 ＭＤ法、ＳＸＡ法等 超　音　波　法	１，１００ ７００ ６００
生活保護受給者健診		健診及び保健指導	無料
歯周疾患検診		歯周組織検査	９００